
3. 登録の申請の公示について

令和6年6月10日に、「川井赤しそ」の登録の申請の公示を行いました。

地理的表示法では、登録の申請の公示から3か月間、第三者からの意見書提出期間を設けています。

公示期間終了後、申請産品は、学識経験者の意見聴取を経て、登録の可否が決定されます。

現在、申請の公示中の産品は以下のとおりです。

※申請番号、主な名称、公示日のみを記載しています。

- 第281号 ちんすこう 令和6年4月8日
- 第268号 伯州美人 令和6年4月23日
- 第183号 ファイムン・パイナップル 令和6年4月26日
- 第278号 揖保乃糸 令和6年5月2日
- 第272号 川井赤しそ 令和6年6月10日

公示等情報の詳細はホームページからご確認ください。

(URL) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

4. 外国の産品の指定前の公示について

令和6年6月17日、英国のGI産品を日本において指定・保護するため、英国の29産品に対して指定前の公示を開始しました。

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国と、相互にGIを保護するため、当該国とGIリストを交換し、当該国のGIを国内で保護すると共に、我が国のGIの当該国における保護を求めています。(相互保護の取組)

